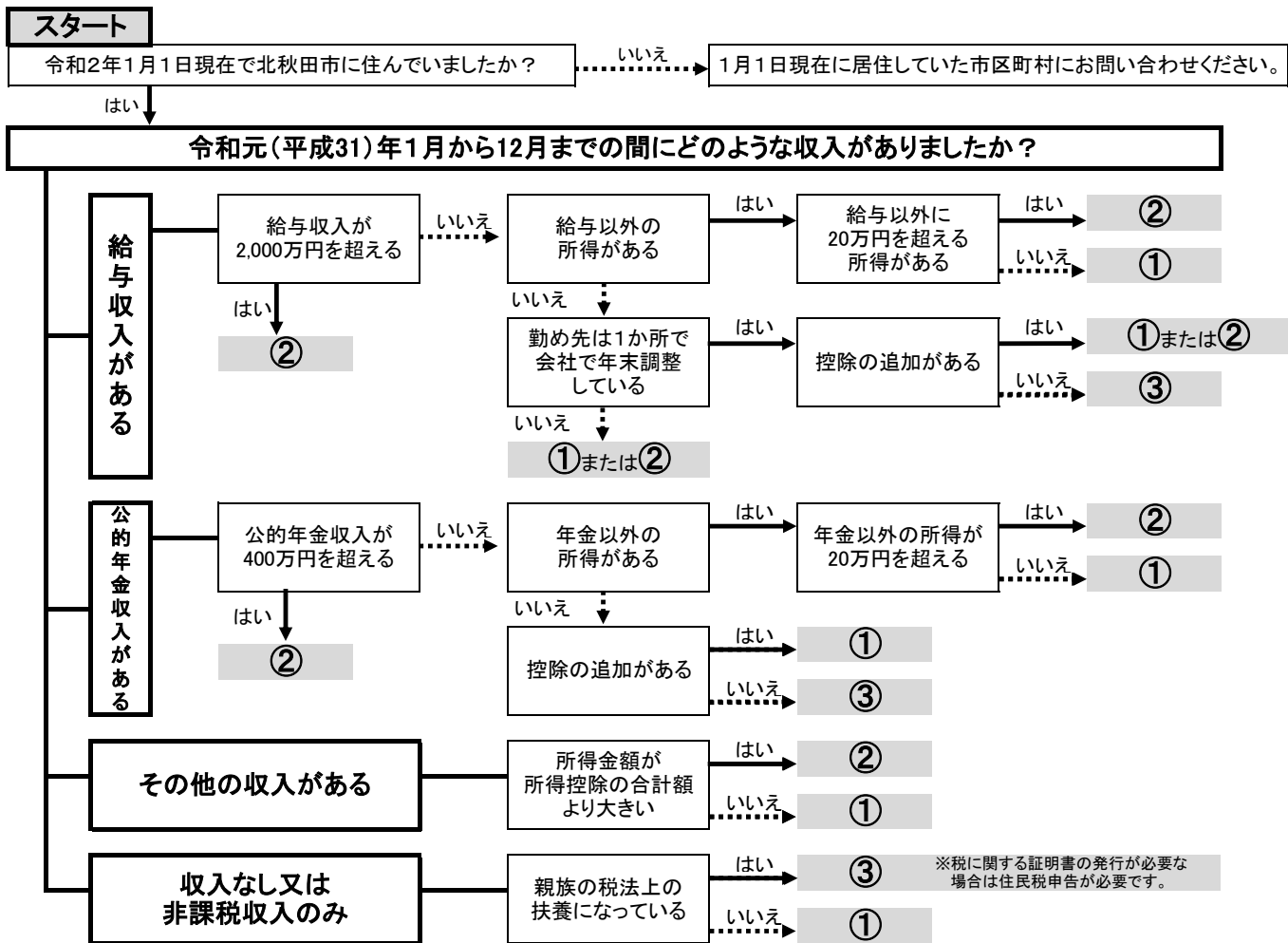


# 申告フローチャート



**《フローチャートの判定結果》** このフローチャートは一般的な例を示しています。申告される方の状況によっては必ずしも当てはまらない場合があります。

①	住民税申告が必要です	下記の「申告前に書類の確認を！」にて必要書類を確認してください。 所得税が源泉徴収されていて、還付を受けたい場合には確定申告が必要です。
②	確定申告が必要です	市の申告相談で申告される方は、下記の「申告前に書類の確認を！」にて必要書類を確認してください。
③	申告をする必要はありません	所得税が源泉徴収されていて、還付を受けたい場合には確定申告が必要です。

申告前に書類の確認を！	
<p>■ 申告相談を受けられる方は、次の書類をご持参ください。(□欄を使って確認してください)</p> <p>■ 税務署から「確定申告のお知らせ」のはがき(または封書)または「申告書等用紙」が届いた方は、必ず持参してください。</p>	
<p>●すべての方</p> <p>□印鑑(認印など) ※シャチハタ等ゴム印、スタンプ印は不可</p> <p>□マイナンバーの番号確認書類と身元確認書類 (配偶者、扶養親族、事業専従者がいる場合はその方のマイナンバーが分かるもの)</p> <p>□預金口座番号の分かるもの(還付申告の場合)</p>	
<p>●給与収入、公的年金収入のある方 □源泉徴収票の原本、または支払証明書など</p>	
<p>●営業、農業、不動産収入のある方</p> <p>□收支内訳書、収入の分かる帳簿類、各種助成金や拠出金、補償金などに関する証明書、支払調書、入金を確認できる通帳など</p> <p>□必要経費の領収書 ※収入・経費の科目ごとに領収書等を分類し、集計してください。</p>	
<p>●利子、配当、一時所得のある方</p> <p>□支払調書など支払額が分かるもの □経費がある場合はその額のわかるもの</p>	
<p>●譲渡所得のある方</p> <p>□譲渡した物件の売買契約書 □譲渡費用(手数料、測量費)などの領収書</p> <p>□特別控除の特例をうける場合は、その内容が確認できる書類</p>	
<p>●各種控除を受ける方</p> <p>□社会保険料、国民年金等掛金等の領収書又は証明書、納付額確認書 □生命保険料控除証明書 □地震保険料控除証明書</p> <p>□身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書 □在学証明書(大学生のいる家庭)</p> <p>□医療費のお知らせ、医療費の領収書 □補てん金(保険給付金や高額療養費など)の支給金額が分かるもの</p> <p>□火災、雪害、盗難の損害があった時はその証明書(警察署、消防署から発行されるもの)又は領収書</p>	